

**令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業
(学校体育施設の有効活用推進事業)」
公 募 要 領**

1 事業名

令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（学校体育施設の有効活用推進事業）」

2 事業の趣旨

我が国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設について、地域スポーツの場としての有効活用を推進するため、持続可能な仕組みのモデル事例について実証実験を通じて構築する。

3 成果物

以下を納品すること。

- ・業務委託報告書 1部
- ・上記、電子媒体（PDF 及び Word 等のオリジナルデータ）一式

4 事業の内容

(1) 学校体育施設を地域スポーツの場として活用する持続可能な仕組みの検討

「学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和2年3月）」を踏まえ、地方公共団体のスポーツ担当部局や教育委員会、学校、スポーツ団体、地域団体、民間企業等の関係者が連携して学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用する仕組みについて、関係者の意見聴取等により検討を行う。

対象とする学校体育施設は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の屋外運動場、体育館、水泳プール、テニスコート又は武道場のいずれかを含むものとし、これらの施設での活動を中心とするものとするが、加えて、対象学校にある多目的教室等や他のスポーツ施設を活用する事業を拒むものではない。なお、廃校の施設は含まないものとする。

テーマについては、次の①～②のうち、少なくとも1つを含むものとする。

- ① 子どもたちが気軽にボール遊び等ができる場づくり
- ② 障害者も気軽にスポーツができる環境・仕組みを構築する取組

①～②のテーマに関するより詳細な内容や想定している具体的な取組イメージは次のとおりであるが、これらに限定するものではない。

- ① 子どもたちが気軽にボール遊び等ができる場づくり
 - ・街中など、公園等でボール遊びが禁止、もしくは制限されるなどされている地域において、自由にボール遊びができる場として学校体育施設の開放を行い、安全に配慮した仕組みや体制の構築を検討するとともに、個人利用などができるようにする取組

具体的には

- ・公園等でボール遊びが禁止、もしくは時間帯や場所の制限がある自治体においてボール遊びの場を確保するため、遊び内容、曜日・時間帯などを、学校関係者のほか、既存の利用者、児童・生徒の意見も反映させたルールを作成し、周辺住民の理解も得ながら、学校の校庭・グラウンド・体育館等でボール遊びができるようにする取組
- ・これまで民間事業者が自身の保有する施設で実施していたボールを使ったスポーツ教室等について学校体育施設で実施することを通じ、子どもたちにボール遊びの基礎を教えるだけでなく、学校体育施設の開放事業の他の利用者と調整を行い、子どもたちのボール遊びの時間・場所を創出する取組

などを想定している。

② 障害者も気軽にスポーツができる環境・仕組みを構築する取組

- ・身近な学校体育施設において多様な利用を推進するため、障害者が気軽にスポーツができる環境・仕組みを構築する取組

具体的には

- ・安全・安心の確保や利用しやすい環境づくりを検討し、障害者が気軽にスポーツができる環境の整備を促進する取組
- ・障害者と地域住民が共にポッチャなどのユニバーサルスポーツを行う機会を設け、障害者が地域の身近な施設でスポーツができる場・機会を作るほか、普段生活空間が異なる障害者と地域住民との交流を通じて相互理解を促進する取組

などを想定している。

なお、本事業において計上可能な経費は企画提案書の別紙1「経費計上の留意事項等」に記載されているとおり借損料等であり、恒久的な施設の整備費は対象経費としない。

(2) 学校体育施設を地域スポーツの場として活用する仕組みの実証

(1) で検討した仕組みについて、一定期間の試行、机上でのシミュレーション等により、効果、課題、実現可能性、収益性等を検証する。

受託者は、関係者との会議、打合せを行った場合はその概要を別添様式1 打合せ記録簿(様式)に、また事業の全般的な進捗状況について毎月別添様式2にて取りまとめ、翌月5日(土日祝日となる場合は、その直後の平日)までに、スポーツ庁へ報告する。

なお、(1) 及び(2) の内容については1月末日までに終え、それ以降の延長は認めない。実証終了後は(4) の報告書のとりまとめと事業成果報告会の発表資料作成に注力すること。

(3) 中間報告

11月末時点の(1) 及び(2) で得られた途中成果等について、中間報告を行う(オンライン予定)。時期については12月上旬を予定しており、別途

その時点までの中間決算報告及び会計書類を取りまとめスポーツ庁へ提出するものとする。

(4) 報告書の取りまとめ及び報告会への参加

(1) 及び(2)で得られた成果や今後の課題等について、(2)で作成した会議の概要も含め他の地域においても参考となるよう報告書として取りまとめ、スポーツ庁へ提出する(A4版・1部、電子媒体(CD-R等)1部)。なお、報告書は、令和6年2月19日(月)に一度提出し、その後、スポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものを最終的に提出すること。

成果物である報告書については、委託事業完了後、スポーツ庁ホームページにて公表する予定である。

また、令和6年2月上旬頃にスポーツ庁において実施する委託事業成果報告会において、事業の成果報告等を行う(オンラインにて開催予定)。

5 委託先

本事業の委託先は、地方公共団体及び法人格を有する団体(以下「団体」という。)とする。

6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

8 説明会の開催

令和5年6月9日(金) 10:00 オンライン(ZOOM使用)。

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に電子メールにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレス、申請を検討しているテーマ(「4事業の内容」(1)に記載テーマ①②)を記載の上、申請すること。登録時に入力する個人情報は、参加登録の確認のみに使用し、ほかの用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意であるが、事業趣旨の理解促進のため、参加を推奨する。

申込締切：令和5年6月8日(木) 12時(必着)

事前登録宛先：stiiki@mext.go.jp

9 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係
TEL：03-5253-4111（内線3773）
E-mail：stiiki@mext.go.jp

（2）提出方法

- ①用紙サイズはA4版とし、下記（3）で示す仕様で提出すること。
- ②提出方法は、電子データを上記メールアドレスあてに送信する。
※送信メールの題名は【提出者名】＋学校体育施設の有効活用推進事業、添付ファイル名は【提出者名】＋学校体育施設の有効活用推進事業にすること。
※企画提案書の電子データはPDF形式とし、9メガバイト以下のデータ容量とする。（9メガバイトを超える容量の場合は、メールを複数回に分割して、ファイルを送付すること）
※電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
※メールにて提出後、「（1）問い合わせ先」に、電話でデータ受領確認をすること。
- ③その他
 - ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
 - ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

（3）提出書類等

- ①企画提案書（別添（公）1）
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③誓約書（別紙（公）3—6）
- ④その他必要と思われる資料（様式自由）

（4）提出期限

令和5年6月23日（金）17：00必着

（5）その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書は受理しない。また、期限後の資料の差し替え及び訂正は認めない。

10 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：上限5,000千円／件

採択数：2件（予定）

採択件数は、審査委員会が決定する。

契約期間：契約締結日から令和6年2月29日

11 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査に加え、提出書類を用いて、企画競争参加者による事業内容のオンラインプレゼンテーション（詳細については、企画提案書を提出した者へ後日連絡するものとする。）を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

12 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添（公）2）を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

13 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者と選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分に注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 スケジュール

(1) 公募開始：令和5年6月2日（金）

(2) 公募締切：令和5年6月23日（金）17：00

(3) 審査：令和5年6月下旬～7月上旬頃

選定及び委託事業実施計画書の提出

：令和5年7月上旬頃～7月中旬頃

(4) 委託決定、契約の締結：令和5年7月中旬～7月下旬頃

(5) 契約期間：契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

15 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書及び委託事業実施計画書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかにスポーツ庁へ届け出ること。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

- ・ 委託事業実施計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む。審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ・ 再委託に係る事業委託経費内訳
- ・ 委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料等）
- ・ 別紙（銀行口座情報）